

# ご利用にあたって

## 1 利用上の注意

- (1) 「令和3年経済センサス-活動調査【卸売業,小売業】確報結果(鳥取県)」(以下「令和3年活動調査結果」という。)は、「卸売業,小売業」の事業所(以下「事業所」という。)について集計した確報結果である。このため、令和4年7月11日に公表した「令和3年経済センサス-活動調査(速報)」の「卸売業,小売業」の結果とは異なっている。
- (2) 年間商品販売額は令和2年1年間、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は令和3年6月1日現在の数値である。
- (3) 令和3年活動調査結果における年間商品販売額は、産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した数値である。また、令和3年活動調査結果の数値は、管理,補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の法人組織の事業所又は産業小分類が格付不能の個人経営(法人でない団体を含む)の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い法人組織の事業所は含まない。
- (4) 従業者数は「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含めていない。
- (5) 年間商品販売額については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777097.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf)

- (6) 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成28年経済センサス-活動調査、令和元年経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査並びに報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

<欠測値等の取扱いについて>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/hotei.pdf>

- (7) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満であることを示している。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。

また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

(8) 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。

集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

(9) 本書における表記について

各年時に実施した統計調査名とそれぞれの調査時点及び調査期間は、以下のとおりである。

調査年次	統計調査名	事業所数、従業者数、売場面積 (経理事項以外)		年間商品販売額	
		調査時点	年次	調査期間	年次
平成6年 (1994年)	平成6年商業統計調査	平成6年7月1日現在	平成6年	平成5年7月～ 平成6年6月	平成5年
平成9年 (1997年)	平成9年商業統計調査	平成9年6月1日現在	平成9年	平成8年6月～ 平成9年5月	平成8年
平成11年 (1999年)	平成11年商業統計調査	平成11年7月1日現在	平成11年	平成10年4月～ 平成11年3月	平成10年
平成14年 (2002年)	平成14年商業統計調査	平成14年6月1日現在	平成14年	平成13年4月～ 平成14年3月	平成13年
平成16年 (2004年)	平成16年商業統計調査	平成16年6月1日現在	平成16年	平成15年4月～ 平成16年3月	平成15年
平成19年 (2007年)	平成19年商業統計調査	平成19年6月1日現在	平成19年	平成18年4月～ 平成19年3月	平成18年
平成24年 (2012年)	平成24年 経済センサスー活動調査	平成24年2月1日現在	<u>平成24年</u>	平成23年 1月～12月	<u>平成23年</u>
平成26年 (2014年)	平成26年商業統計調査	平成26年7月1日現在	平成26年	平成25年 1月～12月	平成25年
平成28年 (2016年)	平成28年 経済センサスー活動調査	平成28年6月1日現在	<u>平成28年</u>	平成27年 1月～12月	<u>平成27年</u>
令和3年 (2021年)	令和3年 経済センサスー活動調査	令和3年6月1日現在	<u>令和3年</u>	令和2年 1月～12月	<u>令和2年</u>

## 2 用語の解説

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

ア 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

## (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

イ 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

ウ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所

エ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。

オ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。

カ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

## (3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

イ 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

ウ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

エ 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業〔大分類E〕に分類される。

オ ガソリンスタンド

カ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商

品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所など)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

キ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいう。

ア 個人業主

個人経営の事業主で実際に事業所を経営している人をいう。

イ 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいう。

ウ 有給役員

法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている人をいう。

なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

エ 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者(1か月以上)」に分けられる。

オ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人(定年まで雇用される場合を含む。)をいう。

カ 有期雇用者(1か月以上)

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

(5) 年間商品販売額(法人組織の事業所のみ)

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

(6) 売場面積(法人組織の小売業のみ)

令和3年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗(テナント)

分は除く。)をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

（7）商品販売形態区分は、次のとおりである。

ア 店頭販売：店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び自動車等の移動販売も含む。

イ 訪問販売：訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

ウ 通信・カタログ販売：カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

エ インターネット販売：インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

オ 自動販売機による販売：卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

カ その他：生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。